

平成21年11月24日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

相続税改正案の行方

今後予想される改正案の相違点と計算例

新しい事業承継税制にあわせて、民主党、自民党がそれぞれ相続税の改正素案を打出しています。詳細はまだ発表されていませんが、**現行の基礎控除、税率、税額控除等**に基づき其々の改正素案を現行税制と比較計算してみました。計算の諸条件（税率等）は今後改正が予想されます。

計算例	相続人 妻、子供2人 計3人	遺産総額 28,000万円
	基礎控除 5,000万+1,000万×3=8,000万円	
	財産取得割合 妻 50% 子A 30% 子B 20%	

◆ 現行制度【法定相続分課税方式】

民法の法定相続分により税額を計算、財産取得割合で税額を按分する計算方法

- ① 課税財産 28,000万-8,000万(基礎控除)=20,000万
- ② 法定税額 2,300万(妻)+800万(子)+800万(子)=3,900万
- ③ 妻の税額 3,900万×50%=1,950万
- ④ 子A税額 3,900万×30%=1,170万
- ⑤ 子B税額 3,900万×20%=780万 1,950万+1,170万+780万=3,900万
(配偶者の税額軽減は未考慮)

◆ 民主党案【遺産課税方式】

遺産の総額に着目して税額を計算する方法（採用国 米・英）

- ① 課税財産 28,000万-8,000万(基礎控除)=20,000万円
- ② 税額合計 20,000万×40%(税率)-1,700万(税額控除)=6,300万
- ③ 各自の納税額は実際に取得した財産の取得割合とは限らない

◆ 自民党案【遺産取得課税方式】

相続人毎の取得した財産に着目して税額を計算する方法（採用国 独・仏）

- ① 妻の税額 (28,000万×50%-2,666万)×40%-1,700万=2,833万
- ② 子A税額 (28,000万×30%-2,666万)×30%-700万=1,020万
- ③ 子B税額 (28,000万×20%-2,666万)×15%-50万=390万
- ④ 税額合計 2,833万+1,020万+390万=4,243万
(基礎控除 8,000万÷3=2,666万、税額計算は1万未満切捨)

◆ 改正の行方

- ① 民主党案、自民党案とも現行税制を改正するとの素案を打出したものの、詳細については今後の発表待ちとなっています。
- ② 全体として課税強化(納税額の増加)、若しくは高額相続者の課税強化が予想されます。